日本政治法律学会会費規程

- 第 1 条 日本政治法律学会規約第6条,第7条および第8条に基づき,日本政治法律学会会費規程を定める。
- 第2条 会員は、毎年、会費を納めなければならない。
 - 2 前項の会費の納期限は、当該会計年度開始日より3か月以内とする。
- 第3条 会員の納める会費の金額は、次のとおりとする。
 - 1) 個人一般会員8,000円/年
 - 2) 理事会員10,000円/年
 - 3) 法人会員50,000円/年
 - 4) 賛助会員1口10,000円/年(1口以上)
- 第 4 条 理事会は、会費を2年以上滞納した会員について、滞納分の会費の督促を行うことができる。
 - 2 前項による滯納分の会費の納期限は、督促の通知の送付があった日より3か月以内とする。
- 3 前項の期限を経過してもなお、滞納分の会費の納入がない場合、理事会は日本政治法律学会規約第7条第 1項の規定に基づき、当該会員を退会させることができる。
- 第 5 条 日本政治法律学会規約第20条の会計年度は次の通りとする。
- 1) 毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

附則

本規程は、2018年3月5日より施行する。

本規程は、2020年3月1日より施行する。